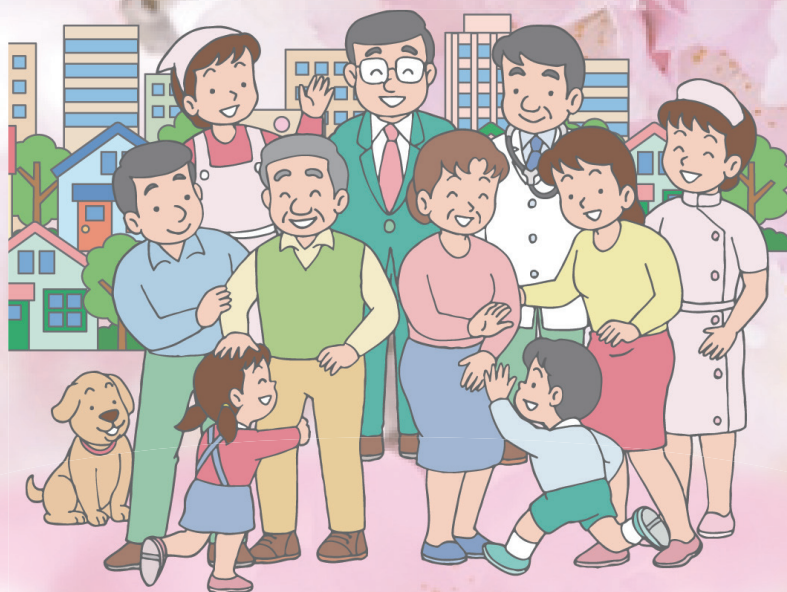


第7期 さくら市 高齢者総合保健福祉計画 概要版

地域で支え合い、いつまでも元気に、楽しく、
安心して暮らし続けることができるまち さくら市



2018年度～2020年度

平成30年3月
さくら市

計画の策定にあたって



計画策定の背景

わが国は、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎え、2025年には団塊の世代が75歳となることから、さらなる高齢化の進展とともに、介護サービスに対するニーズが高まることが予測されます。

こうした社会情勢を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、介護予防・重度化防止の推進や在宅医療・介護連携の推進、介護保険サービスの安定的な運営など、中長期展望を踏まえ、地域の自主性や主体性に基づいた施策を展開していくため「第7期さくら市高齢者総合保健福祉計画」を策定しました。

計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

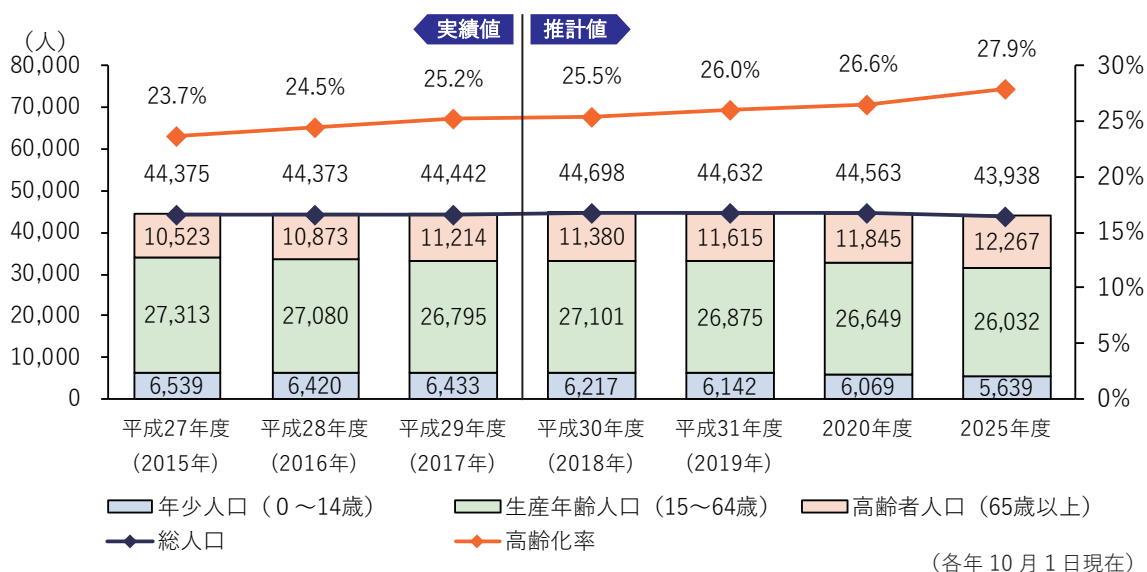
計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から2020年度までの3年間を計画期間として策定しました。

さくら市の人口の推移

本市の総人口は、平成29(2017)年10月1日現在で44,442人、そのうち高齢者人口は11,214人で高齢化率は25.2%となっています。

2020年度には、総人口が44,563人で高齢化率26.6%、2025年度には、総人口が43,938人で高齢化率27.9%となることが予測されます。



計画の基本的な考え方

基本理念

次を基本理念とし、高齢者が安心して地域で暮らせる体制の基盤を強化するとともに、介護保険制度が長期的に安定して継続・存続できるための必要な取り組みを推進していきます。

地域で支え合い、いつまでも元気に、楽しく、
安心して暮らし続けることができるまち さくら市

基本目標

「基本理念」の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

● 基本目標1 生きがいを持って自分らしく暮らせるまちづくり

高齢者一人ひとりが、健康で自立した生活を実現できるよう、介護予防や重度化防止に向けた取り組みを推進していくとともに、社会参加や地域の活動を通して、生きがいを持ち、いきいきと充実した生活を送れるまちづくりを目指します。

● 基本目標2 安心していきいき暮らせるまちづくり

介護を必要とする方への支援、介護をしている方への支援の両方の視点を踏まえ、在宅での生活支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、介護者の負担軽減、安心して暮らせる高齢者の住まいの確保など、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。

また、地域が抱える問題や特徴を分析し、多様な主体と連携を図り、地域の課題を解決できる体制整備を図るとともに、地域の人と人が支え合うまちづくりを目指します。

● 基本目標3 住み慣れた地域で生涯暮らせるまちづくり

必要な介護保険サービス量と介護保険料のバランスを考慮しつつ、要支援・要介護認定者に対して個々の状態に応じたサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービスを提供するための人材確保に努め、介護保険事業の安定的な運営ができるまちづくりを目指します。



生きがいを持って自分らしく暮らせるまちづくり

介護予防・重度化防止の取り組み

平成 27（2015）年度の介護保険制度の改正に伴い、本市では平成 29（2017）年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

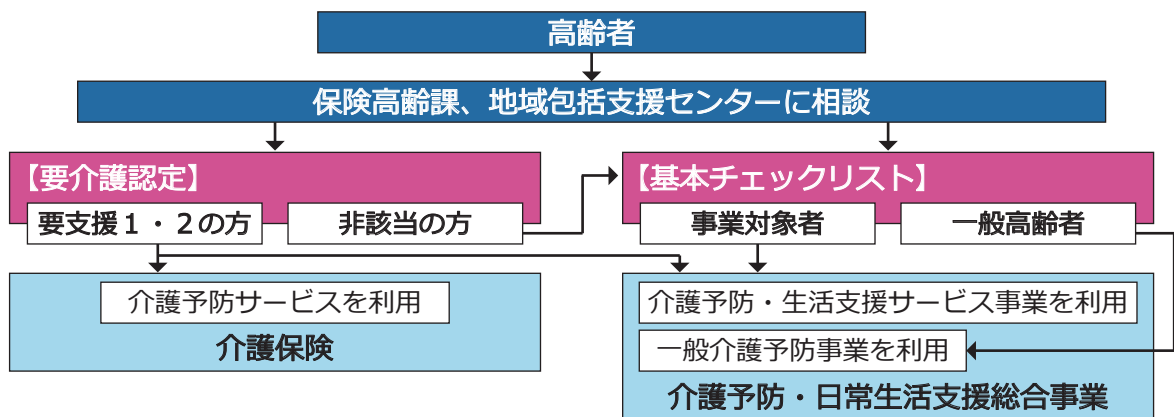
▶ 介護予防・生活支援サービス事業の構成と内容

- 訪問型サービス：掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
- 通所型サービス：機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
- その他の生活支援サービス：栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
- 介護予防ケアマネジメント：サービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施

▶ 一般介護予防事業の構成と内容

- 介護予防把握事業：閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
- 介護予防普及啓発事業：介護予防活動の普及・啓発を行う
- 地域介護予防活動支援事業：住民主体による介護予防活動の支援等を行う
- 一般介護予防事業評価事業：達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
- 地域リハビリテーション活動支援事業：通所、訪問、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の派遣等を実施

▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



生涯学習・スポーツ活動の推進

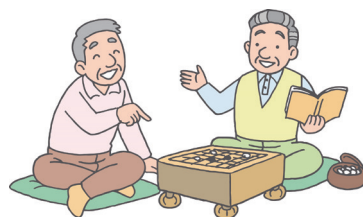
健康でいきいきとした人生を送るために、文化活動、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など多種多様な活動を支援します。また、多様化する地域活動に対応するため、専門的な知識・技能を持つ講師や指導者の発掘・育成を行います。

- 生涯学習活動の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 指導者の養成・確保

交流活動の充実

より多くの地域の高齢者が参加できるよう、各クラブの活動発展やサロン等の居場所の開設に向け、各行政区や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携を図り、支援を行います。

- 老人クラブの活性化
- 地域活動の支援と充実



就業支援の充実

高齢者が生きがいを持って就労できるような就業の場の確保や創出をすることで、高齢者の就労を支援します。

- 就業の場の確保・創出
- シルバー人材センターの充実



生きがい支援の推進

高齢者の心身のリフレッシュを図る等、高齢者福祉の更なる増進に向けた事業を実施します。

- 敬老祝金の支給
- 温泉入浴利用証の交付



ボランティア活動の推進

高齢者がこれまで得た技能や経験を活かしたボランティア活動を通して、生きがいを持ちながら、地域との交流を深め、質の高い生活を送ることができるようボランティア活動の推進に取り組みます。

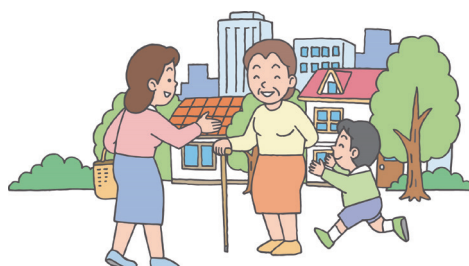
- ボランティア活動の推進
- ボランティア啓発活動の推進
- 地域福祉ネットワーク活動の充実・強化



安全と安心の確保

犯罪や災害、交通事故などの危険から高齢者の安全確保を図る施策を関係機関と連携しながら推進します。また、公共施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者が安全に、安心して生活を送ることができる環境を整備するとともに、移動手段の確保に取り組んでいきます。

- 防犯対策の強化
- 防災対策の強化
- 交通安全対策の強化
- バリアフリーのまちづくりの推進
- 高齢者の外出支援



安心していきいき暮らせるまちづくり

■ 在宅で暮らし続けるための支援

社会構造の複雑化や家族構成、地域社会における住民同士の関係の変化により、高齢者を取り巻く環境は複雑化していることから、総合的に支援を行うことが可能な体制整備を推進します。

▶ 総合相談支援事業の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核機能を地域包括支援センターが担うことから、その存在や役割について、これまで以上に周知を図るとともに、家族介護者への支援の観点から、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施等、相談支援体制を強化します。

▶ 生活支援サービスの体制整備

高齢者の様々な生活支援サービスニーズへの対応や、地域における課題を解決するため、生活支援コーディネーターの配置や生活支援協議会を設置し生活支援サービス体制の整備を推進します。

▶ 生活支援（福祉）サービスの推進

高齢者が地域の中で自立した生活が送れるよう、介護保険によるサービス以外に様々なサービスを行います。

- 給食サービス事業
- 寝たきり老人等布団乾燥消毒サービス
- 紙おむつ券給付
- 福祉タクシー利用料助成
- 高齢者等生活支援サービス事業
- 日常生活用具給付
- 火災警報器等購入費助成事業
- 緊急通報装置貸与事業
- 緊急情報キット給付事業

■ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症施策を推進します。

Pick Up <認知症初期集中支援チーム>

医師や看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士等による専門職で構成されたチームであり、認知症の人や家族に対して集中的な支援が必要だと思われる方に対して、訪問・観察・評価、認知症に関する正しい情報提供等により、心理的サポートや助言等を行うとともに、早期に専門的医療機関の受診や、自立した生活のサポートにつながるよう支援を行います。

本市では、平成 30 年 4 月に「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

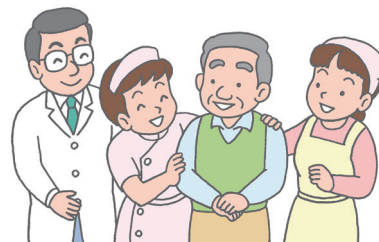
Pick Up <認知症カフェ>

認知症高齢者やその家族、地域住民、医療・介護の従事者等が交流を持ち、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、平成 29（2017）年 10 月 1 日現在、市内 1 か所に「認知症カフェ」を開設しています。

■ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携推進事業として、医療・介護の関係者等との連携により、以下の8項目について取り組みます。

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携



■ 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度の利用を必要とする方の家族や支援者への相談会を実施し、制度に対する理解を含め、制度の積極的な利用を呼びかけます。

- 成年後見制度利用支援事業
- 市民後見人の養成

■ 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止・早期発見に向けて、介護者の状況を理解した上で、適切なサービスへつなげることができるよう、関係機関等との情報共有体制を強化するとともに、虐待に対する理解を深め、虐待を未然に防止・早期発見につなげる体制を構築していきます。

- 虐待防止の普及啓発
- 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

■ 介護者支援の強化

今後、介護に対する負担を抱えた家族介護者が増加していくことが予想されるため、家族介護者への支援事業の充実を図るとともに、地域包括支援センター等の関係機関やサービス提供者等と連携を図り、家族介護者の負担軽減及び離職防止を図り、家族介護者が地域から孤立することのないよう支援します。

- 介護者支援のための取り組み

■ 居住の場の確保

高齢者の多様なニーズに適切に応えていくよう、高齢者の多様な住まいの整備を推進するとともに、高齢者が自らの希望に沿った住まい方が可能となるよう支援します。

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 居住施設の整備



住み慣れた地域で生涯暮らせるまちづくり

介護保険制度の概要

介護保険制度は、さくら市が保険者となって、制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

サービスの見込

介護（予防）サービス事業量の見込は、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第6期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込等を勘案して推計しました。

▶ 介護サービス（要介護1～要介護5の方が利用するサービス）の見込量

単位：千円

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	2020年度
(1) 居宅サービス	1,159,091	1,320,795	1,446,680
訪問介護	82,892	94,564	110,192
訪問入浴介護	7,292	7,860	8,404
訪問看護	31,801	34,345	36,715
訪問リハビリテーション	6,658	8,094	9,498
居宅療養管理指導	3,404	4,163	4,870
通所介護	521,946	557,734	597,060
通所リハビリテーション	162,971	179,918	194,987
短期入所生活介護	178,686	203,477	233,947
短期入所療養介護	8,659	13,084	15,127
福祉用具貸与	75,130	78,753	83,533
福祉用具購入費	2,613	3,028	3,476
住宅改修費	11,157	15,602	18,269
特定施設入居者生活介護	65,882	120,173	130,602
(2) 地域密着型サービス	527,541	553,199	563,235
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	91,704	108,830	108,830
認知症対応型共同生活介護	134,679	134,739	134,739
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	183,946	184,028	184,028
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	117,212	125,602	135,638
(3) 施設サービス	811,497	811,861	911,950
介護老人福祉施設	311,771	311,911	412,000
介護老人保健施設	426,855	427,046	427,046
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	72,871	72,904	72,904
(4) 居宅介護支援	125,905	132,243	135,159
給付費合計	2,624,034	2,818,098	3,057,024

▶ 介護予防サービス（要支援1・2の方が利用するサービス）の見込量

単位：千円

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	2020年度
(1) 介護予防サービス	49,089	60,914	72,374
訪問介護	0	0	0
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	4,095	4,594	5,370
訪問リハビリテーション	2,596	2,850	3,218
居宅療養管理指導	316	316	390
通所介護	0	0	0
通所リハビリテーション	21,806	25,715	29,615
短期入所生活介護	3,463	6,541	9,322
短期入所療養介護	0	0	0
福祉用具貸与	9,968	11,775	13,284
福祉用具購入費	580	580	917
住宅改修費	4,550	5,970	5,970
特定施設入居者生活介護	1,715	2,573	4,288
(2) 地域密着型介護予防サービス	4,716	4,718	4,718
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,919	1,920	1,920
認知症対応型共同生活介護	2,797	2,798	2,798
(3) 介護予防支援	14,427	15,955	17,749
給付費合計	68,232	81,587	94,841

▶ 地域支援事業費（介護予防事業、地域包括支援センター運営費等）の見込額

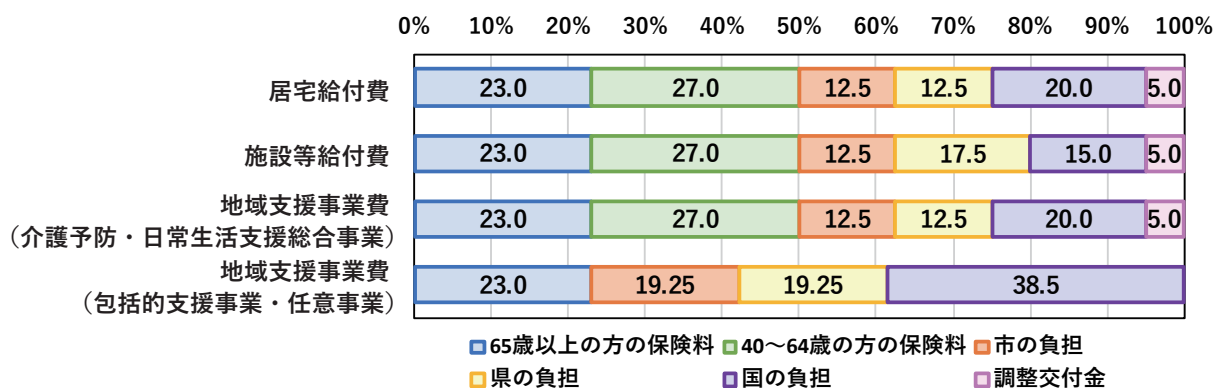
単位：千円

サービスの種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	2020年度
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業費	61,142	63,100	65,130
(2) 包括的支援事業・任意事業費	40,609	40,609	40,609
地域支援事業費見込額	101,751	103,709	105,739

■ 介護保険制度の財源構成

介護保険制度では、制度を国民皆で支えあう「社会保険方式」を採用し、その財源は被保険者の保険料と公費としています。被保険者は40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」と65歳以上の「第1号被保険者」に分かれます。

平成30（2018）年度から2020年度の第7期介護保険事業運営期間における第1号被保険者の負担割合は23%となります。なお、調整交付金は市区町村の高齢者の状況に応じて、個々に設定されます。



第1号被保険者の介護保険料

第7期保険料の基準額 63,300円（年額）

区分	説明	負担割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.50 (0.45)	2,633円 (2,375円)	31,600円 (28,500円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.75	3,950円	47,400円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円を超える方	基準額× 0.75	3,950円	47,400円
第4段階	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	4,742円	56,900円
第5段階 (基準額)	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円を超える方	基準額× 1.00	5,275円	63,300円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	6,325円	75,900円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額× 1.30	6,850円	82,200円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額× 1.50	7,908円	94,900円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額× 1.70	8,967円	107,600円

※第1段階保険料のカッコ内の割合及び金額については、低所得者の方の保険料負担を軽減するための制度に基づく軽減措置が図られた後の保険料額です。軽減された保険料分については国が2分の1、県と市が各4分の1を負担することとされています。

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

さくら市 市民福祉部 保険高齢課
〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

TEL 028-681-1155 FAX 028-682-1305